

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

和歌山市長 尾花 正啓

市町村名 (市町村コード)	和歌山市 (30201)	
地域名 (地域内農業集落名)	南部 <small>三田(田尻、坂田、和田一～四)、岡崎(西、森小手穂一・二、寺内、井辺、神前)、安原(朝日一・二、百原、広原、冬野、本渡一・二、小瀬田、仁井辺、栗勝寺、江南、松原、相坂、馬場、井戸、桑山)、東山東(矢田、明王寺、塩ノ谷、平尾、木枕、永山、山東中、大河内、南畑、黒岩、黒谷)、西山東(吉里、吉礼、口須佐一・二、伊太祈智、奥須佐、境原)</small>	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 11月 28日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稻、果樹が盛んである。高齢化、後継者不足や周辺農地の宅地化などにより遊休農地が増加している。中山間地域では樹園地の狭隘な通路や、不整形な農地により作業効率が悪い。また、鳥獣害による被害が発生している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

多様な農産物が栽培されているが、水田地域については複合経営の拡大により農業経営の安定化をめざす。また、中山間地域については果樹などの農業生産活動をスマート農業などの導入も検討し、効率的な営農を継続することで遊休農地の発生防止を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	1,135 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,135 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	0 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。保全・管理等が行われる区域については、具体的な取組が計画された場合に設定していく。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、拡大意向のある農業者や認定農業者、新規就農者、法人等を中心に、農業委員会等とも協議しながら、団地面積の拡大を進めるとともに、農地の将来を担う農業者への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の将来を担う農業者の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地の将来を担う農業者のニーズを踏まえ、必要な場合は、農用地の基盤整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
JAや県などの関係機関と連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、農地を紹介するなど、相談から定着まで切れ目のない取り組みを検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農地保全事業は、農業協同組合が提供する農業支援サービスを利用し、遊休農地の発生防止を図る。効率化が期待できる作業は、必要に応じ、委託化の推進も視野に入れ検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②環境にこだわり、有機野菜など環境に配慮した作物の栽培を推進する。
- ③関係機関・団体との連携によりスマート農業機械・設備の導入を支援し、効率的な生産環境の整備推進を検討する。
- ⑩打ち込み井戸の設置等を推進し、生産力の向上を目指す。